

## 船舶事故調査報告書

平成28年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（わかめ養殖施設）
発生日時	平成27年12月30日 16時15分ごろ
発生場所	和歌山県海南市荒崎南西方沖 ツブネ鼻灯台から真方位013°400m付近 （概位 北緯34°08.0′ 東経135°07.4′）
事故の概要	プレジャーボートダリアは、北東進中、わかめ養殖施設に乗り揚げた。 ダリアは、プロペラシャフトに曲損を生じ、わかめ養殖施設は、ダリア救助の際、ロープを切断した。
事故調査の経過	平成28年1月4日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ダリア、11トン
船舶番号、船舶所有者等	250-27417和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラシャフトに曲損 わかめ養殖施設 ロープの切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、荒崎南西方沖を北東進中、船長が、左舷方のプレジャーボートを本船の航走波で揺らさないかどうかを見て、視線を正面に戻したところ、船首方約30mの海面に黒色のボンデンを認めた直後、‘荒崎南方のわかめ養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）に乗り入れた。 本船は、プロペラに本件養殖施設のわかめ網のロープが絡み、航行不能となった。 船長は、本件養殖施設が設置されていることを知らなかった。
分析	本船は、船長が、本件養殖施設の存在を知らなかったことから、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、本件養殖施設の存在を知らなかったため、本船が本件養殖施設に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行予定海域の水路状況を調査するとともに、見張りを適切に行うこと。